

けいちょうしちねんみずちょう  
「慶長七年水帳」

町指定有形文化財（古文書）

所在地：大字網掛 所有者：網掛区 指定：昭和 60 年 7 月 1 日

慶長 5 年（1600）関ヶ原の戦いが終わった後海津城主となった森忠政（右近太夫）は、慶長 6 年から 7 年にかけて領内の総検地を行いました。この検地は 6 尺 1 分の検地竿を用い、方 6 尺を 1 歩とし、300 歩を 1 反歩とする秀吉の制にならって行われましたが、極めて厳しいものであったといわれ、後世右近竿とも評されています。

網掛区有文書の「慶長七年 更級郡網掛村（寅）九月三日」とある検地帳は、田畑の一筆ごとに縦横の長さを記し、実際に検地を行ったことを示しています。その他、地字、田畑の等級、面積、石盛、作人などが記されていて、当時の村のようすを知ることができます。

地字としては、山きわ、宮前、まへかわら、いり田、はたば、おみど、まわりめ、石わら田、くぼ田等があり、39 名の作人が記されているので、当時の高持百姓の数が分かります。また「不作」「主なし」と記されている作人不明のものが 17 石余もあります。総高は合わせて 298 石 7 斗 9 合で、田は 135 石 4 斗 6 升 5 合、畑は 163 石 2 斗 4 升 4 合となっています。

